

病気と雇用保険(失業等給付)

病気で仕事を辞めようか悩んだら、まず主治医に相談を！ 離職したらハローワークに相談を！

・病気で仕事を辞めようか悩んだら主治医に相談しよう！

病気の症状や通院などで仕事を続けられるか不安になったら、まずは主治医に相談してみましょう。病気の治療や今後の経過について説明をしてもらえたり、治療方針について検討してもらえたり、治療をしながら仕事を続けるための方法を一緒に考えて下さるかもしれません。また、病院のソーシャルワーカーさんの中には両立支援コーディネーターの資格を持っている方もいます。治療と両立できるよう職場に働きかけるなどの支援を行う機関（産業保健総合支援センターなど）を紹介してもらえることもあります。働くスキルや人間関係を築いてきた職場であるのなら、働き続けるためにできることをそういった支援者の方々と一緒に考えてみましょう。何かいい解決策が見つかるかもしれません。

・離職したらハローワークに相談しよう！

離職して再就職を目指すのであればハローワークに相談しましょう。雇用保険に加入していた方であれば失業手当（失業等給付）が受けられる場合があります。雇用保険では、失業中の生活を心配しないで新しい仕事を探し、1日も早く再就職できるよう、窓口での職業相談・職業紹介を受けるなどの求職活動を行った上で、失業手当が支給されます。また、ハローワークには難病の方の就労を支援する難病患者就職サポーターの方がいます。難病患者就職サポーターは人数が少なく、どのハローワークにも配置されているわけではありませんが、病気や障害を持つ方の職業相談・職業紹介はハローワークの役割のひとつです。

・病気による離職は『特定理由離職者』に該当する場合があります。一般の離職の場合は、離職の日以前2年間に12ヶ月以上の被保険者期間があることが必要ですが、『特定理由離職者』は、離職の日以前1年間に6ヶ月以上の被保険者期間があれば失業手当を受けられ、給付制限期間がありません。この場合、主治医が病気による離職の経緯を把握していることも必要ですので、仕事の状況についても日頃から主治医と話しておくことが大事ですね。

※被保険者期間とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1か月ごとに区切った期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算します。なお、令和2年8月1日以降に離職した者について、賃金支払基礎日数が11日以上かつ12か月ない場合は、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として計算します。

・ 離職した翌日から数えて 30 日以上「病気」によって就労できない場合は、その期間の失業手当は受給できません。病気が長期化しそうな場合は早めに（離職日の翌日から数えて 31 日以降に）ハローワークに**受給期間延長の申請**をしましょう（資料「求職者の方へ」参照）。受給期間に職業に就けない期間を加えることができるので、体調が落ち着いて就職活動を開始できるようになってから失業手当が受給できます。詳しくはハローワークへ！（文責：秀島晴美）

求職者の方へ

平成29年4月1日から、雇用保険の基本手当について 受給期間延長の申請期限を変更します

雇用保険の基本手当に関する「受給期間延長」とは…

雇用保険の基本手当は、原則、離職日の翌日から 1 年以内（以下、「受給期間」という。）の失業している日について、一定の日数分支給します。しかし、この受給期間内に、妊娠、出産等の理由により引き続き 30 日以上職業に就くことができない場合は、その期間の雇用保険は受給できません。そのため、ハローワークに申請することにより、受給期間に、職業に就けない期間を加えることができ、受給期間を最長、離職日の翌日から 4 年以内まで延長することができます。

申請期限の変更について

- 受給期間延長のハローワークへの申請は、妊娠、出産等の理由により引き続き 30 日以上職業に就くことができなかった日の翌日以降、早期にしてくださいが原則ですが、今回の変更で、延長後の受給期間の最後の日までの間であれば、申請が可能になります（下図参照）。

- ただし、申請期間内であっても、申請が遅い場合は、受給期間延長を行っても基本手当の所定給付日数の全てを受給できない可能性がありますので、ご注意ください（下図*）。

※ 平成29年4月1日より前に申請を行い、申請期限が過ぎていたことで受給期間が延長されなかった方（下図参照）についても、再度申請をした場合、延長できる可能性があります。ハローワークにご相談ください。

※ 基本手当の受給期間延長のほか、教育訓練給付の適用対象期間延長の申請、高齢雇用継続給付に係る延長の申請についても、同様に申請期限が変更となります。

<申請可能な期間の例>

